

自殺対策基本法改正の概要等

自殺対策基本法の一部を改正する法律の概要

国作成資料

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができるとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

施行日：公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、3(第17条第3項部分)、4、6は、令和8年4月1日)

自殺対策基本法改正の概要等

令和7年6月 自殺対策基本法の一部を改正する法律 が公布されました

趣旨

自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。令和6年の児童生徒の自殺者数は、529人で過去最多となった(平成30年以降、約43%増・最も数が少なかった平成5年と比べ約2.7倍)。10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。

こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

概要

第2条第7項「基本理念」

こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

第3条第2項「国の責務」

こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記

など

令和7年9月 こどもの自殺対策推進パッケージ を国がとりまとめました

こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体に関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」として国がとりまとめた。

教育や普及啓発等、リスクの早期発見・対応、危機介入、見守り・支援 など

柏市の こどもの自殺対策推進パッケージ 取り組み状況

こどもの自殺対策推進パッケージ		柏市の取り組み状況	担当課
教育や 普及啓発等	SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進	「匿名相談アプリSTANDBY」を導入した相談体制の整備	児童生徒課
	地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援	一般市民及び支援者むけに年数回ゲートキーパー養成研修開催	福祉政策課
	学校における精神保健に関する知識の向上	学習指導要領の保健分野に基づき、児童生徒が「心の健康」への理解を深め、様々なストレスへの対処法を身に付けられるよう授業及び教育活動全体を通して取組を実施	指導課
	中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発	中学1年生に対し、外部講師による「SOSの出し方教育」の授業を実施	児童生徒課
リスクの早期 発見・対応	1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進	1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の導入の推進	児童生徒課
	スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実	市立全小中学校にスクールカウンセラーを配置し、児童等への面接相談を行っている。スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区に配置し福祉機関との連携を実施	児童生徒課
危機介入	地域ネットワーク構築によるこども支援	要保護児童対策地域協議会を設置。個々のケースについて情報共有し、適切な連携の下で要保護児童の対応を実施	こども相談センター
見守り・支援	教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備	「匿名相談アプリSTANDBY」を導入した相談体制の整備	児童生徒課